

キッチンカー出店者募集要綱

制定日 令和7年4月9日

1 目的

この要綱は、消防フェスタ（以下「イベント」という。）開催期間中において、移動販売車及び飲食物販売テント（以下「キッチンカー」という。）により飲食の提供することで、来場者の利便性の向上を図るとともに、イベントの魅力向上、来訪促進に資することを目的とします。

2 出店場所

下呂市萩原町羽根あさぎりスポーツ公園（あさぎり体育館駐車場）のうち、消防総務課が指定する場所

3 営業日

営業日は、6月1日とします。ただし、次に掲げる場合には、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合があります。

- （1）催事等の実施状況により、出店を認めることが困難と消防総務課が判断したとき。
- （2）緊急の工事等により、支障があると消防総務課が認めたとき。
- （3）災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認めたとき。
- （4）消防総務課が特に必要と認めたとき。
- （5）上記により、出店の許可を取り消した場合には、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はいたしません。

4 募集対象及び出店台数

募集対象は、下呂市内の事業者とし、出店台数は先着順で4店舗とします。なお、出店するための使用料（料金）は掛かりません。

5 出店申し込み

出店の申し込みは消防総務課へ直接お持ちいただくか、郵送してください。出店申請時に必要な書類は次のとおりです。

- （1）出店申込書（様式第1号の1）
- （2）使用人一覧表（様式第1号の2）
- （3）表明・確約に関する同意（様式第1号の3）
- （4）事業概要（任意書式とし法人にあっては、定款を添付してください。）
- （5）食品衛生法に基づく営業許可（写し）
- （6）食品衛生責任者証（写し）

- (7) 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険等）証券（写し）
- (8) キッチンカーの車検証（写し）
- (9) キッチンカーの写真（前面及び側面とし、ナンバープレートが確認できるもの。）
- (10) キッチンカーの設備容量（電力、給排水設備）発電機を使用の場合には、その旨を記載してください。
- (11) 出店レイアウト（車両・看板・テーブル・椅子等の配置及び各面積を記載すること。）
ただし、テーブル等の数量については協議する場合があります。
- (12) 直近の国税及び地方税の納税証明書（写し可）
- (13) メニュー等（品目・価格・特徴があれば内容）
- (14) 消防関係書類
 - 1. 消火器の製造年がわかる写真
 - 2. 店内の火器の周りがわかるような写真
 - 3. 店内全体を見わたせるような写真
- (15) イベント等への出店個票（営業許可・営業届出施設） ※岐阜県の所定様式

6 営業許可時間

キッチンカーの出店に係る許可時間は下記のとおりとします。

- (1) 準備開始時間 9時00分から
- (2) 営業時間 10時00分か14時00分まで
- (3) 撤収完了時間 15時00分まで
- (4) 営業時間について、短縮する必要があるときは、消防総務課との協議により短縮することができます。

7 キッチンカーの許可基準

キッチンカーの許可基準については、次に掲げるすべてを満たしたものとします。

- (1) 大きさ 車体及びテントの平面積が12㎡(4m×3m)
- (2) 設備 電力、給排水設備を搭載していること。体育館の設備等の使用はできません。
- (3) 環境保護 2005年（平成17年）以降の排出ガス規制基準に適合するなど、低公害車両であること。
- (4) 外装 華美な装飾でないこと。

8 出店に必要な許可基準

食品を販売するにあたり、次に掲げるすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- (2) 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。
- (3) 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険等）に加入していること。

9 出店者の制限

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 拘禁刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 拘禁刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
- (10) 政治性、宗教性のある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者
- (12) イベントの円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

10 営業の許可条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 第6条の営業許可時間は厳守してください。なお、完売により閉店する場合の撤収については、消防総務課の指示を受けてください。
- (2) 火気を使用する場合には、出店日前までに消防署と協議し必要な届出及び消火器具の設置をしてください。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。
- (4) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないでください。
- (5) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更することはできません。
- (6) 消防総務課に無断で出店を取り止めることはしないでください。なお、やむを得ない事情で出店を取り止める場合には速やかに消防総務課に報告するとともに、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知してください。
- (7) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできません。
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者がおこなうこと。
 - ア 駐車場内を移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行(10 km/h以下)してください。
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮してください。
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに消防総務課に届出をしてください。なお原状回復の経費等については、出店者にご負担いただきます。

- (9) 電気、調理用水および排水タンクなどは、園内設備等の使用はできませんので、販売に必要なものは全て出店者で用意してください。
- (10) 営業に必要な発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛からないよう養生するなど安全に万全を期すこと。
- (11) 販売中は、キッチンカーのエンジンは停止してください。
- (12) 出店日は、屋外のゴミ箱を設置し自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分してください。なお、排水についても自店にて管理し適正に処分してください。
- (13) 出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはできません。
- (14) 従事者には、イベント来場者に不快な印象を与えることにならないよう接客研修をおこなうなど、常に良好なサービスを提供できる体制を整えてください。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとします。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を消防総務課に報告すること。
- (16) 駐車場を出る時は、周辺を清掃するとともに原状回復してください。
- (17) 感染症蔓延防止対策について、下記の事項を遵守してください。
 - ア 従事者の検温及び体調確認をおこなってください。
 - イ 従事者のマスクの着用や飛沫防止シートの設置してください。
 - ウ 待機列間隔の維持を周知する掲示してください。
 - エ 施設、器具等の清掃或いは消毒を適宜おこなってください。
 - オ 購入口に消毒液を設置してください。
 - カ 現金の受け渡しには、受け皿を使用するほか、可能な限り電子マネー等の非接触型決済を利用してください。
- (18) この要綱又は公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと認めるときは、出店の許可を取消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じても下呂市は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- (19) この要綱に記載のない事項であっても、消防総務課が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。

11 注意事項

この募集に伴うにあたり、次の事項についてご留意ください。

- (1) 熱い飲料等については、ふたが付いたものであること。
- (2) 車外での調理等は地面を汚損することから厳禁とし、必ずキッチンカー内でおこなうこと。
- (3) 上記に定めがないものであっても、既存施設での販売品目と重複し影響が大きいと慮られる場合、イベント来場者からの臭気（発電機からの排気ガス、騒音を含む。）

或いはごみの飛散等の苦情などにより、販売することが適切でないと思慮されるときは、販売の中止を求める場合があります。

- (4) 申請に必要な経費については、申請者の負担となります。
- (5) 申請者が多数の場合など、出店が確約されるものではありません。選考となった場合、下呂市内、岐阜県内の事業者を優先する場合があります。
- (6) 出店の許可をした場合には、営業許可申請書を提出していただいた後、消防総務課から営業許可書をお送りしますので、出店時にご持参ください。
- (7) 消防総務課では販売品目及び価格等の調整はいたしません。
- (8) 出店者同士のトラブルにつきまして、消防総務課は一切関与いたしません。